

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和7年7月7日

木曾岬町農業委員会

木曽岬町農業委員会会議録

令和7年7月7日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1 番 水谷 正行
3 番 糠 己紀男
4 番 横井 善彦
5 番 花井 一好
6 番 白木 悟
7 番 岡村 なつ枝
8 番 岡村 昇
9 番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

2 番 伊藤 忠司

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
伊藤 正人
加藤 英二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は伊藤忠司農業委員、伊藤守推進委員、伊藤正樹推進委員の3名です。花井一好農業委員は遅刻の連絡がありました。

よって出席委員は、農業委員7名、推進委員3名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、中山事務局長 を指名したいと思いますますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、中山事務局長 よろしくお願い致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、岡村昇農業委員、水谷正行農業委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第1号 非農地証明願について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページをご覧ください。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については所有権移転 1件です。

3-6 番については、筆の m²の による所有権移転です。

本件につきましては、別で配布致しました「令和7年7月7日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、3-6番のところに利用状況を記載しております。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積を記載しております。(2)には機械の所有状況等を記載しております。

次に(3)農作業に従事する者ですが、受人の農作業歴と、世帯員等その他常時雇用している労働力、④には、申請地までの移動時間を記載しております。

次の2号、3号は該当ありません。

次に3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないことになります。

こちらも3-6番の従事状況を記載しています。

次に5号6号については該当なしです。

次に資料の4ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、支障等はないとしています。

また、資料の5ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおり地域の取決めやルールに従うとしています。

以上3-6番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて、事項書に戻っていただいて3ページをご覧ください。「議案第2号 非農地証明願について」説明致します。本件につきましては、申請件数は ■ 件、■ 筆で ■ m²です。

この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地、いわゆる白地の農地で農地法上転用可能な農地については、既に20年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

申請番号 1 番について、申請地の利用状況は住宅敷地となります。申請地につきましては、平成 9 年から申請者の父が住宅敷地として利用を開始し、現在も申請者が使用をしているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、建築年入りの課税証明であり、これにより非農地化されてから20年以上経過していることが確認できるものです。農地法上も第3種農地であるため転用可能であると判断できます。

続いて申請番号 2 番について、申請地の利用状況は車庫敷地となります。申請地につきましては、[]として建築されたものですが、[]が建築されたことから、申請者の父が車庫敷地として利用を開始し、現在も申請者が使用をしているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、建築年入りの課税証明であり、これにより非農地化されてから20年以上経過していることが確認できるものです。農地法上も第3種農地であるため転用可能であると判断できます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7 時 8 分]
(申請書回覧)

議 長

それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7 時 15 分]

議 長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-6」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見をお願いします。

伊藤恒久委員

問題ないです。

議 長

次に農業委員の「岡村昇委員」のご意見をお願いします。

岡村昇委員

特に問題ないと判断しました。

事務局

他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 非農地証明願について」の「1 番」につきまして、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「2 番」につきまして、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-6」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、「3-6」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「議案第2号 非農地証明願について」の「1 番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、「1 番」について非農地であることを証明することとします。

議 長 続きまして、「2 番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、により、「2 番」について非農地であることを証明することとし

ます。

議 長

以上で本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 17 分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和7年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員